

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

総務省情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

郵便番号 102-8644

住所 とうきょうとちよだくにばんちょう ばんち
東京都千代田区二番町 14 番地

氏名 かぶしきがいしゃびーえすにつほん
株式会社 BS 日本

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふ わ こういち
代表取締役社長 不破孝一

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉 答申(案)」
に関し、下記のとおり意見を提出します。

(記)

項目	意見
答申(案)全体について	<p>答申案が、「放送」の概念・名称を維持するとしたこと、また放送業界のこれまでの業績を高くみていることを評価したい。</p> <p>一方で、放送事業者は言論報道機関の性格を持っていることから、放送番組に限らず、放送事業全体に対して、行政当局の規律・規制の枠を最小限にすることが、健全な発展につながるものであると考える。</p> <p>以下に当社に関係する個所について意見を述べるので、最終答申に向けての検討に適切に反映していただくよう要望する。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手続き等 イ 事業形態の柔軟化のための参入手続きの見直し	<p>現行制度において BS デジタル放送の委託放送業務は認定制が採用されている。この審査は、初回審査をパスすれば、その後の 5 年ごとの「認定の更新」時に表現の自由享有基準への適合審査を受けるだけで再認定される仕組みである。</p> <p>現行審査法は、BS デジタル放送の実態に即しており、最も合理的で優れた審査法であると考えます。新たな法体系においても、同放送の認定は現行どおり「更新」とすべきである。</p>

<p>4. コンテンツ規律</p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>③ 番組規律</p> <p>イ 基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは事業者の任意に委ね、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送</p>	<p>特別衛星放送においては、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保すればよいこととなっており、新たな法体系においても番組規律としてはこれで十分と考える。</p>
--	---

以 上